



請願の審査

産業建設常任委員会

最低賃金を大幅に引き上げ、中小企業支援の拡充を強化するために制度改善を実施し、労働者の雇用維持と安定雇用の創出を政府に求める請願

請願者

和歌山県御坊市藤田町

吉田 369-6

日高地方労働組合連絡

協議会

議長 小田 憲

紹介議員 原 孝文

継続審査としました。

文教厚生常任委員会

高齢者の生活を守るために、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求め、生活実態に見合う年金の引き上げと、無年金・低年金者へ手当の支給を求める請願

請願者

和歌山県御坊市藤田町

吉田 369-6

全日本年金者組合和歌

山県本部

日高支部支部長

谷口幸男

紹介議員 原 孝文

審査結果「採択」と決定しました。本会議においても採択し、関係大臣に意見書を送付しました。

消費税によらない最低保障年金制度の創設と年金引き上げに関する意見書

高齢者の生活は、ここ数年にわたり、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、低所得高齢者の住民税非課税措置廃止などに加えて、医療や介護保険料の上昇などにより厳しさを増している。

しかし、リーマンショックに端を発した大型不況や物価の上昇があったにも関わらず、政府は平成21年度に引き続き、平成22年度も年金額を据え置くことを決定した。

公的年金制度は、高齢期の生活保障制度であり、憲法第25条の「生存権」を保障する社会保障制度であることから、政府は国家予算における歳入・歳出両面でのいっそうの見直しにより、安定的な財源の確保に努め、「最低保障年金制度」の創設や年金引き上げを実施すべきである。

一方、福祉目的税などの名目で、消費税の引き上げを財源として充てることは、所得再分配制度としての年金制度に反するものであり、多くの国民の暮らしを圧迫する恐れがあるため認められない。

また、現在では、日々の生活に苦しみ多くの無年金・低年金者が生まれており、深刻な問題となっていることから、その方々への手当支給は緊急の課題である。

高齢化が進むわが国において、高齢者の消費支出が落ち込んだままでは、経済の活性化にもつながらず、地方経済停滞の要因ともなっている。

以上の実情に鑑み、下記項目の実現を図られるよう要望する。

記

1. 消費税によらない最低保障年金制度を創設すること。
2. 年金を引き上げること。
3. 無年金・低年金者に緊急の手当を支給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

日高川町議会

(提出先)

内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣